第二十条第六項、第二十一条及び第二十二条第一項（第二号を除く。）	［略］	第三十四条第三項において読み替えられた第六条第六項に規定する変分購入販売電源項目
第二十二条第一項第一号及び第三号	［略］	［略］
第二十二条第一項第二号	［略］	［略］
第二十五条第一項	一般販売費	一般販売費（額が変動する場合に限る。次項において同じ。）
第二十六条	［略］	［略］
第二十七条第一項及び第二十八条第一項	［略］	［略］
第二十七条第一項、第二項及び第三項の表	第二十四条	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十七条第一項の規定により料金を設定したものに限る。））（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第二十四条
第二十七条第一項及び第二項	［略］	第三十四条第三項において読み替えられた変分第一次追加項目
第二十八条第一項	［略］	［略］
第二十八条第一項及び第二項	［略］	第三十四条第三項において読み替えられた変分第二次追加項目

第二十一条第六項、第二十二条及び第二十三条第一項（第二号を除く。）	［略］	第三十六条第三項において読み替えられた第六条第六項に規定する変分購入販売電源項目
第二十三条第一項第一号及び第三号	［略］	［略］
第二十三条第一項第二号	［略］	［略］
第二十六条第一項	非ネットワーク一般販売費	非ネットワーク一般販売費（額が変動する場合に限る。次項において同じ。）
第二十七条	［略］	［略］
第二十八条第一項及び第二十九条第一項	［略］	［略］
第二十八条第一項、第二項及び第三項の表	第二十五条	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十八条第一項の規定により料金を設定したものに限る。））（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第二十五条
第二十八条第一項及び第二項	［略］	第三十六条第三項において読み替えられた変分第一次追加項目
第二十九条第一項	［略］	［略］
第二十九条第一項及び第二項	［略］	第三十六条第三項において読み替えられた変分第二次追加項目